

令和元年 11 月 28 日

消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベースの登録について

令和元年11月18日から令和元年11月24日までに消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、令和元年11月28日付けで事故情報データベースに登録しましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和元年11月16日	ガスこんろ	ガスこんろを使用中に、グリル部から漏えいしたガスに引火し、当該こんろの一部に焦げ。	鹿児島県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	生鮮バナナ	成分規格不適合で廃棄、積み戻し等を指示。
2	普通乗用自動車(スズキ スペース 他)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(4602) エンジン補機ベルトの構造が不適切なため、当該ベルトの耐久性が不足しているものがある。そのため、ベルトの共振により当該ベルトが破断し、オルタネータやウォーターポンプが停止して警告灯が点灯し、最悪の場合、走行中にエンジンが停止して再始動できなくなるおそれがある。
3	普通乗用自動車(スズキ パレット 他)	普通乗用自動車(制動装置)のリコール。(4605) 前輪ブレーキにおいて、ブレーキホースの長さが不適切なため、ブレーキホースに引張力が発生し、ホース内部に亀裂が発生することがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、亀裂が広がり、ブレーキ液が漏れて警告灯が点灯し、最悪の場合、制動力が低下するおそれがある。
4	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ E220d ステーションワゴン 他)	普通乗用自動車(車体)のリコール。(外-2949) テールゲートにおいて、スポイラーの組付け作業が不適切なため、当該スポイラーが適切に固定されていないものがある。そのため、高速走行時にスポイラーがテールゲートから外れ、最悪の場合、当該スポイラーが脱落し、後続車両の妨げになるおそれがある。
5	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ S550 他)	普通乗用自動車(車載式故障診断装置)のリコール。(外-2950) エンジンコントロールユニットの制御プログラムにおいて、車両へ搭載する仕様指示が不適切なため、失火検知の診断が正しく作動しないことがある。そのため、不具合が生じていないにも関わらずメーターパネル内のエンジン警告灯(MIL)が点灯し、誤検知したシリンダの燃焼を休止させて、最悪の場合、排出ガスが基準値を超えるおそれがある。
6	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ C180 他)	普通乗用自動車(操縦装置)のリコール。(外-2951) 電動パワーステアリングにおいて、ステアリングラックのロックナットの製造機器管理が不適切なため、内部亀裂が生じているものがある。そのため、当該ロックナットが破損し、最悪の場合、ステアリングラックの摺動が妨げられることで操舵不能になおそれがある。
7	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ CLAS450 4MATIC)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-2952) エンジンの電動クーラントポンプにおいて、電源配線の配索が不適切なため、当該配線がエンジンファンに接触することがある。そのため、当該配線が断線し、電動クーラントポンプや48V 電気システムが作動停止して、最悪の場合、エンジンがオーバーヒートする、または、エンジンを停止させると再始動できなくなるおそれがある。
8	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ メルセデス AMG GT 他)	普通乗用自動車(動力伝達装置)のリコール。(外-2953) カーボン製プロペラシャフトと金属製フランジの接着作業が不適切なため、結合部の接着力が弱いものがある。そのため、エンジントルクでプロペラシャフトとフランジの接着が剥がれ、エンジンからトランスミッションへ動力が伝わらなくなり、最悪の場合、走行不能になるおそれがある。
9	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ GLE450 4MATIC)	普通乗用自動車(車体)のリコール。(外-2954) 後席窓枠において、ガラスモールの形状が不適切なため、トリムバーが適切に固定されていないものがある。そのため、走行時に後席窓枠から脱落し、最悪の場合、後続車両の妨げになるおそれがある。
10	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ A180 他)	普通乗用自動車(乗員保護装置)のリコール。(外-2955) 運転席側のエアバッグモジュールにおいて、製造時の管理が不適切なため、内部の固定が確実に行われていないものがある。そのため、衝突等によりエアバッグが作動した際にエアバッグモジュールが破損し、最悪の場合、乗員が負傷するおそれがある。

11	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ G200 他)	普通乗用自動車(操縦装置)のリコール。(外-2956) 電動パワーステアリングにおいて、ステアリングラックのロックナットの製造機器管理が不適切なため、内部亀裂が生じているものがある。そのため、当該ロックナットが破損し、最悪の場合、ステアリングラックの摺動が妨げられることで操舵不能におそれがある。
12	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ SL400 他)	普通乗用自動車(乗員保護装置)のリコール。(外-2957) 助手席側のエアバッグモジュールにおいて、エアバッグの縫製が不適切なため、縫い目の剛性が不十分なものがある。そのため、衝突等によりエアバッグが作動した際に、縫い目が裂けて正常に展開せず、最悪の場合、乗員が過度の傷害を負うおそれがある。
13	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ G550 他)	普通乗用自動車(車載式故障診断装置)のリコール。(外-2958) 車載式故障診断装置において、パワートレインコントロールユニットの制御プログラムが不適切なため、不具合の診断が完了していないにも関わらず、診断途中のデータが消去されることがある。そのため、不具合発生時にエンジン警告灯(MIL)が正しく点灯しないおそれがある。
14	普通乗用自動車(ジープ チェロキー)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-2948) トランスミッションコントロールモジュールのプログラムが不適切なため、急な減速の際に自動変速機のトルクコンバータのロックアップクラッチの解除が遅延し、最悪の場合、エンストするおそれがある。

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和元年11月8日	給食施設(11月8日の食事)	ヒスタミン	東京都
2	令和元年11月7日	飲食店(11月6日の食事)	アニサキス	沖縄県
3	令和元年11月6日	販売店(11月5日に販売された食品)	アニサキス	神奈川県
4	令和元年10月24日	飲食店(10月22日の食事)	カンピロバクター	東京都
5	令和元年11月6日	飲食店(11月3日の食事)	カンピロバクター	埼玉県
6	令和元年10月12日	飲食店(10月10日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
7	令和元年11月7日	飲食店(11月4日の食事)	カンピロバクター	千葉県
8	令和元年11月2日	飲食店(10月30日の食事)	カンピロバクター	静岡県
9	令和元年11月11日	飲食店(11月9日の食事)	カンピロバクター	奈良県
10	令和元年11月11日	飲食店(11月8日の食事)	カンピロバクター	福岡県
11	令和元年11月8日	教育施設(11月7日に調理、喫食した食事)	カンピロバクター	東京都
12	令和元年11月16日	飲食店(提供日不明の食事)	クドア・セプトエンピクター	福島県
13	令和元年11月15日	飲食店(11月15日の食事)	調査中	千葉県
14	令和元年11月5日	飲食店(11月3日の食事)	カンピロバクター	埼玉県

「2. リコール・自主回収情報」欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号を記載しています。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、令和元年11月29日20時以降、事故情報データベースで「消費者事故等(2019年11月28日登録分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。上記事故の詳細は事故情報データベースを御覧ください。
(URL: <http://www.jikojo.go.jp>)

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 中野 西口
TEL: 03(3507)9263 FAX: 03(3507)9290